

裁判例に学ぶ大学病院のリスクマネジメント講演会 開催報告(2025年6月6日)

～医療訴訟のリアルから学ぶ「当たり前」の重要性～

医療を取り巻く環境がますます複雑化し、訴訟リスクがより身近なものとなる中、医療従事者に求められるリスクマネジメントの在り方を学ぶための講演会が開催されました。2025年6月6日(金)、本講演会是对面とWeb配信によるハイブリッド形式で行われ、Webで約150名、会場には約25名が参加し、院内外から大きな関心が寄せられました。

今回は、医療訴訟を専門とする平沼高明法律事務所の弁護士・松尾貴雅先生をお招きし、「裁判例に学ぶ大学病院のリスクマネジメント」と題してご講演をいただきました。法律という異なる視点から日常診療を見つめ直す、非常に内容の濃いご講演となりました。

講演ではまず、医療訴訟において医師の行為が適切であったかを判断する基準となる「医療水準」について解説がありました。この「医療水準」とは、単なる「平均的な医師の医療慣行」ではなく、「当該医療機関において、診療当時に実践されるべき医学的知見・技術」を指すとされます。特に、先進的な研究機関である大学病院には、常に最新の知見を有していることが期待され、より高い水準が求められるという指摘は、改めて身の引き締まる思いを抱かされました。

また、患者さんの自己決定権を支える「説明義務」についても、具体的な裁判例を交えながら解説いただきました。確立した治療法が複数ある場合は「何もしない(保存的経過観察)」という選択肢も含めて説明すること、未確立医療や臨床試験では、治療目的だけでなく研究目的が付随することや、その治療法としての成熟度まで踏み込んで説明する必要があるとのことでした。患者さんが「強い関心」を示した場合には、たとえ自院で実施していなくても、実施可能な他の医療機関の情報提供義務が生じうるとの指摘もありました。

そして、我々が日々記載している「診療記録」が、いかに重要な証拠となるかについても力説されました。裁判所は改ざんなどの特段の事情がない限り「診療記録に記載された内容が真実」として認定する傾向が極めて強く、まさに「最強の盾」になり得るとのことです。一方で、たとえ重要な説明や対応を行っていても、記録が残されていないと、その事実を証明することは困難になります。なぜその治療方針を選択したのか、その根拠や経緯、さらには患者さんの反応までを具体的かつ速やかに記録しておくことが、紛争の予防と、万が一の際の強力な防御になると強調されました。

松尾先生は、難解になりがちな法律問題を具体的な事例を基に、我々医療従事者の目線で丁寧に解説してくださいました。講演を通して一貫して感じたのは、「**当たり前のことを、当たり前実践する**」ことの重要性です。最新の知見を学び、患者一人ひとりと真摯に向き合い、丁寧に説明し、そして記録する。こうした基本的な姿勢の積み重ねこそが、質の高い医療の提供と、我々自身を守る最良のリスクマネジメントであることを再認識させられました。今回の講演は、明日からの臨床に新たな緊張感と視点をもたらしてくれる、大変有意義な学びの機会となりました。

裁判例に学ぶ 大学病院の リスクマネジメント

講師: 平沼高明法律事務所
弁護士 松尾 貴雅先生

